



香川県立小豆島みんなの支援学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

いじめ防止対策推進法に則り、いじめの防止等のための基本方針、香川県いじめ防止基本方針及び香川県教育基本計画に基づき、香川県立小豆島みんなの支援学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。基本方針は、香川県立小豆島みんなの支援学校で学ぶすべての児童生徒が、人権尊重の理念のもとに個人の尊厳を侵害されることなく、充実した学校生活を送ることができるように、いじめの根絶を目的として策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

【※いじめ防止対策推進法第2条より】

2 いじめ防止の基本的な考え方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて指導する。
- (2) 「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」問題であることを十分認識して指導に当たる。
- (3) いじめの問題への対応は、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に取り組む。
- (4) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを推進する。
- (5) いじめの把握に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラーを活用し、相談機能を充実させるとともに保護者等との連携を密にする。

3 いじめ防止の組織

- (1) 組織名称 「香川県立小豆島みんなの支援学校いじめ防止対策推進委員会」
- (2) 構成メンバー

校長、教頭、部主事、生徒指導部長、人権・同和教育主任、教務主任、学びと育ちの相談センター長、養護教諭、スクールカウンセラー、学級担任

(※その他、必要に応じて関係機関へ依頼する)

4 いじめ防止の対策

- (1) いじめ防止対策推進委員会の役割
 - いじめ防止基本方針の策定及び取組に対するPDCAサイクルの実施
 - いじめ未然防止、早期発見対策の推進
 - 教職員の資質向上のための研修実施

○インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進（情報モラル教育の充実）

○いじめ防止等のための取組について学校評価の実施

○懇談等の機会を活用し、児童生徒や保護者等に対する聞き取りの実施

(2) いじめの未然防止

○互いを認め合う人間関係や「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校風土を児童生徒、教職員が自然に作り出せるようにする。

○わかる授業を進め、すべての児童生徒が参加し、輝けるような授業作りを意識する。

（授業中に児童生徒が輝ける場面を設定し、取り残されないように工夫することで、いじめの未然防止につなげる）

○教職員がいつでも相互に授業参観できる機会を設ける。

（互いに授業参観することで、多くの教職員の目が行き届き、共通理解を図ることができる）

○児童生徒についての理解を深め、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に注意する。

○いわゆる震災いじめやコロナ差別、性同一性障害、性的指向の性自認に係るいじめ等に関して、教職員が正しく理解し、学校として適切な対応ができるようにする。

(3) いじめの早期発見

◎早期発見の基本「早期認知」「早期対応」

① 児童生徒のささいな変化に気付く

② 気付いた情報を確実に学校全体で共有する

③ 情報に基づき、速やかに対応する



○日常的な観察

・児童生徒が示す変化を5WIH（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で記録し、教職員全員で共有できるようにする。

・必要に応じて関係機関と連携し、その後の対応を考える。

【 学級、各部 】 → 【 いじめ防止対策推進委員会 】

○「連絡帳」を活用したいじめの把握

保護者との「連絡帳」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

(4) 保護者との連携

○保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係を日頃から構築しておく。

○いじめ防止等に関する学校の取組について保護者の啓発に努める。

(5) いじめに対する措置

○速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、事実関係を把握する。

○いじめの事実が確認された場合は、早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒やその保護者に対する指導をいじめ防止対策推進委員会を中心

に組織的に行う。また、必要に応じて関係機関と連携し、ケース会や支援会議を行う。

○いじめの内容が犯罪行為と認められる場合には、関係警察署と連携して対応する。

○重大事態の「疑い」がある場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、直ちに香川県教育委員会事務局特別支援教育課に報告する。